

JSAL 連絡 20-08

2020 年 6 月 12 日

訓練所長・航空部監督・認定指導員 各位

(公財) 日本学生航空連盟
事務局 深田 浩

新型コロナウイルス感染症が疑われる事例が発生した場合の対応

航空部関係者に新型コロナウイルス感染症の罹患は聞いておりませんが、訓練所での飛行訓練等を再開した場合、諸々の対応を致したとしても感染症を発症する可能性がゼロではありません。発症者が出た場合の感染者への対応は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザについても同様ですが、基本的には感染者の所属する当該校が対応するようにお願いします。具体的対応の基本を下記の通り確認しますので、地区の受け入れ可能な病院などについては、各訓練所で確認願います。

記

1. インフルエンザ

インフルエンザについては通常の場合、一般病院で検査結果が判明します。罹患した場合、基本的には帰宅させる。

2. 新型コロナウイルス感染症

(JSAL 連絡 20-04 で示した症状)

- | |
|--|
| <p>1. 合宿参加時の学生・指導員の健康チェック（訓練所入り厳格化）</p> <p>(1) 参加当日の体温が37.5度以下（到着後玄関で体温測定）</p> <p>(2) 参加前2週間における以下の症状等がないこと</p> <ul style="list-style-type: none">① 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）② 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状③ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）④ 嗅覚や味覚の異常⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 |
|--|

これらの症状が複数出てきた場合に新型コロナウイルス感染症の疑いあることになると思われる。基本的な対応は以下のとおりと考える。

- (1) 複数の症状から感染を疑われる感染者が発生した場合は地区の保険所へ相談する。

保健所名	TEL/ FAX 番号	住 所
熊谷保健所	048-523-2811 048-523-4486	熊谷市末広 3-9-1
岐阜保健所	058-380-3004 058-371-1233	各務原市那加不動丘 1-1
西濃保健所	0584-73-1111 0584-74-9334	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎
坂井保健所	0776-73-0600 0776-73-0763	あわら市春宮 2-21-17
豊肥保健所	0974-22-0162 0974-22-7580	豊後大野市三重町市場 934-2
熊本市保健所	096-364-3186 096-371-5177	熊本市中央区大江 5-1-1

*学連訓練所の管轄区域保健所（ホームページ情報）

- (2) 訓練所内に感染者が発生したら、当該校を含めてその訓練所での全ての訓練を中止する。以後、訓練所では保健所等の指示に従い消毒等を実施する。
- (3) 訓練生、指導員が帰宅後に上記の症状が発生したら、訓練所の全ての訓練を中止する。以後、訓練所では保健所等の指示に従い消毒等を実施する。

以上